

平成30年第4回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

荒尾市議会議員及び荒尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>荒尾市議会議員及び荒尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例 (趣旨)</p>	<p>荒尾市議会議員及び荒尾市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 (趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項及び第143条第15項の規定に基づき、荒尾市議会議員及び荒尾市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用及び法第143条第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、荒尾市議会議員及び荒尾市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出) 第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、選挙運動用自動車の使用に関し、自動車を貸与する者、燃料を供給する者及び運転手（当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。以下「契約の相手方」という。）との間において有償契約を締結し、荒尾市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出) 第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、選挙運動用自動車の使用に関し、自動車を貸与する者、燃料を供給する者及び運転手（当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。以下「自動車を貸与する者等」という。）との間において有償契約を締結し、荒尾市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。</p>
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 荒尾市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき契約の相手方に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該請求に基づき、当該契約の相手方に対する者等に対し支払う。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 荒尾市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である自動車に貸与する者等に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該自動車に貸与する者等からの請求に基づき、当該自動車を貸与する者等に対し支払う。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

現 行	改 正 後
	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第5条 候補者は、第7条に定めるところにより算定した作成単価に選挙運動用ビラの作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>
	<p>(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)</p> <p>第6条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に關し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならぬ。</p>
	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第7条 荒尾市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第5条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>
<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)</p> <p>第5条 候補者は、第7条に定めるところにより算定した作成単価に選挙運動用ポスターの作成枚数が、当該選挙におけるポスター一掲示場の数を超える場合には、当該選挙におけるポスター一掲示場の数) を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただ</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)</p> <p>第8条 候補者は、第10条に定めるところにより算定した作成単価に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター一掲示場の数を超える場合には、当該選挙におけるポスター一掲示場の数) を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただ</p>

現 行	改 正 後
し書の規定を準用する。	し書の規定を準用する。
<p>(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出) 第6条 略</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第7条 荒尾市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が、同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、510円48銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に100,000円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「作成単価の限度額」という。）を超える場合には、当該作成単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第5条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。（委任）</p> <p>第8条 略</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出) 第9条 略</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第10条 荒尾市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が、同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、510円48銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に100,000円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「作成単価の限度額」という。）を超える場合には、当該作成単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第8条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。（委任）</p> <p>第11条 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の荒尾市議会議員及び荒尾市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

「荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」の概要

特別職の賞与改定 【平成30年12月期から改定】

<市長、副市長、教育長、企業管理者、病院事業管理者、市議会議員>

年間3.30月分 → **3.35月分** (0.05月分引上げ)

特別職	現行	改定後	
	30年度	30年度	31年度以降
6月 期末手当	1.575月	1.575月	1.675月
12月 期末手当	1.725月	1.775月	1.675月
年間合計	3.30月	3.35月	3.35月

※ 平成30年12月の増額分は、条例改正後に支給

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

<荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正>

第1条 (公布の日施行)	現 行	改 正 後
<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第5項において、規則で定められている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条第5項において、規則で定められている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	
<p>第2条 (平成31年4月1日施行)</p> <p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条第5項において、規則で定められている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」とし、同条第5項において、規則で定められることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	

＜荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部改正＞

第3条（公布の日施行）

現	行	改正	後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	

第4条（平成31年4月1日施行）

現	行	改正	後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	

＜荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正＞

第5条（公布の日施行）

現	行	改正後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	

第6条（平成31年4月1日施行）

現	行	改正後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	

< 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正 >

第7条 (公布の日施行)

現	行	改	正	後
(期末手当) 第6条 略		(期末手当) 第6条 略		
2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。			

第8条 (平成31年4月1日施行)

現	行	改	正	後
(期末手当) 第6条 略		(期末手当) 第6条 略		
2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2 次の表の左欄に掲げる条例の規定を適用する場合には、同表の右欄に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ同表の左欄に掲げる条例の規定による給与の内払とみなす。

改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例	第1条の規定による改正前の荒尾市長等の給与等に関する条例
改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例	第3条の規定による改正前の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例	第5条の規定による改正前の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬等支給条例	第7条の規定による改正前の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例

「荒尾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の概要

一般職の給与改定

① 月例給【平成30年4月から遡及適用】

給料表を400円～1,500円引上げ

② 賞与【平成30年12月期から改定】

一般職員 年間4.40月分 → 4.45月分(0.05月分引上げ)

再任用職員 年間2.30月分 → 2.35月分(0.05月分引上げ)

一般職員 〔 〕は特定幹部	現行	改定後	
	30年度	30年度	31年度以降
6月 期末手当	1.225月〔1.025月〕	1.225月〔1.025月〕	1.30月〔1.10月〕
勤勉手当	0.90月〔1.10月〕	0.90月〔1.10月〕	0.925月〔1.125月〕
12月 期末手当	1.375月〔1.175月〕	1.375月〔1.175月〕	1.30月〔1.10月〕
勤勉手当	0.90月〔1.10月〕	0.95月〔1.15月〕	0.925月〔1.125月〕
年間合計	4.40月〔4.40月〕	4.45月〔4.45月〕	4.45月〔4.45月〕

再任用職員 〔 〕は特定幹部	現行	改定後	
	30年度	30年度	31年度以降
6月 期末手当	0.65月〔0.55月〕	0.65月〔0.55月〕	0.725月〔0.625月〕
勤勉手当	0.425月〔0.525月〕	0.425月〔0.525月〕	0.45月〔0.55月〕
12月 期末手当	0.80月〔0.70月〕	0.80月〔0.70月〕	0.725月〔0.625月〕
勤勉手当	0.425月〔0.525月〕	0.475月〔0.575月〕	0.45月〔0.55月〕
年間合計	2.30月〔2.30月〕	2.35月〔2.35月〕	2.35月〔2.35月〕

※ 平成30年12月の増額分は、条例改正後に支給

③ 宿日直手当【平成30年4月から遡及適用】

宿日直勤務（管理職の災害対応）1回当たりの支給額を引上げ

1回当たりの継続勤務時間	現行	改定後
18時間以上	6,300円	6,600円
8時間以上18時間未満	4,200円	4,400円
4時間以上 8時間未満	2,100円	2,200円

荒尾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 (公布の日施行)

現 行	改 正 後
<p>(宿日直手当)</p> <p>第16条の2 正規の勤務時間以外の時間、祝日法による休日等、年末年始の休日等又は市長が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、埋火葬許可証の交付及び庁内の監視を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直にあっては、その額は月額21,000円を超えない範囲において、市長が定める。</p> <p>(1) 18時間以上引き続く宿日直勤務の場合は1回につき <u>6,300円</u></p> <p>(2) 8時間以上18時間未満引き続く宿日直勤務の場合は1回につき <u>4,200円</u></p> <p>(3) 4時間以上8時間未満引き続く宿日直勤務の場合は1回につき <u>2,100円</u></p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90 (特定幹部職員にあっては、100分の110) を乗</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第16条の2 正規の勤務時間以外の時間、祝日法による休日等、年末年始の休日等又は市長が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、埋火葬許可証の交付及び庁内の監視を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直にあっては、その額は月額22,000円を超えない範囲において、市長が定める。</p> <p>(1) 18時間以上引き続く宿日直勤務の場合は1回につき <u>6,600円</u></p> <p>(2) 8時間以上18時間未満引き続く宿日直勤務の場合は1回につき <u>4,400円</u></p> <p>(3) 4時間以上8時間未満引き続く宿日直勤務の場合は1回につき <u>2,200円</u></p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月</u>に支給する場合には100分の90 (特定幹部職員にあ</p>

現 行		改 正 後													
<p>じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5 (特定幹部職員にあっては、100分の52.5) を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第16条の6中「前条第1項」とあるのは「第16条の8第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日 (第16条の8第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。) から」と、「支給日」とあるのは「支給日 (同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。) 」と読み替えるものとする。</p>		<p>つては、100分の110)、12月に支給する場合には100分の95 (特定幹部職員にあっては、100分の115) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の42.5 (特定幹部職員にあっては、100分の52.5)、12月に支給する場合には100分の47.5 (特定幹部職員にあっては、100分の57.5) を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第16条の6中「前条第1項」とあるのは「第16条の8第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日 (第16条の8第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。) から」と、「支給日」とあるのは「支給日 (第16条の8第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。) 」と読み替えるものとする。</p>													
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)													
行政職給料表(1)		行政職給料表(1)													
職員の 区分	職務の 級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
再任用 職員以 外の職 員	1	142,600	円	192,700	円	228,900	円	262,000	円	288,000	円	318,500	円	362,300	円
	2	143,700		194,500		230,500		263,900		290,200		320,700		364,900	
	3	144,900		196,300		232,000		265,700		292,500		323,000		367,400	
	4	146,000		198,100		233,600		267,800		294,600		325,200		370,000	
	5	147,100		199,700		235,100		269,600		296,600		327,400		371,900	
	6	148,200		201,500		236,800		271,500		298,900		329,400		374,400	
	7	149,300		203,300		238,300		273,400		301,200		331,600		376,700	
	8	150,400		205,100		239,900		275,500		303,400		333,800		379,200	
	9	151,500		206,800		241,200		277,600		305,400		335,800		381,700	

		現 行										改 正										後									
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800																	
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400																	
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100																	
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500																	
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800																	
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000																	
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400																	
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200																	
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200																	
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100																	
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900																	
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800																	
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600																	
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400																	
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300																	
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100																	
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600																	
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100																	
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700																	
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300																	
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600																	
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900																	
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100																	
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300																	
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600																	
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900																	
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100																	
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300																	
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100																	

現		行		改		正		後	
97	295,400	343,200		97	295,800	343,700			
98	295,700	343,700		98	296,100	344,100			
99	296,100	344,100		99	296,500	344,500			
100	296,500	344,400		100	296,900	344,800			
101	296,700	344,700		101	297,100	345,100			
102	297,000	345,100		102	297,400	345,500			
103	297,400	345,500		103	297,800	345,900			
104	297,700	345,900		104	298,100	346,300			
105	297,900	346,400		105	298,300	346,800			
106	298,200	346,800		106	298,600	347,200			
107	298,600	347,200		107	299,000	347,600			
108	298,900	347,600		108	299,300	348,000			
109	299,100	348,100		109	299,500	348,500			
110	299,500	348,500		110	299,900	348,900			
111	299,900	348,800		111	300,300	349,200			
112	300,200	349,100		112	300,600	349,500			
113	300,300	349,600		113	300,800	350,000			
114	300,600			114	301,000				
115	300,900			115	301,300				
116	301,300			116	301,700				
117	301,500			117	301,900				
118	301,700			118	302,100				
119	302,000			119	302,400				
120	302,300			120	302,700				
121	302,700			121	303,100				
122	302,900			122	303,300				
123	303,200			123	303,600				
124	303,500			124	303,900				
125	303,800			125	304,200				

現		行					
再任用 職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

改		正				後	
再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 (平成31年4月1日施行)

現	行
(期末手当) 第16条の5 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額(職務の級が7級である職員(第16条の8第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第16条の5 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130(職務の級が7級である職員(第16条の8第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の110)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。
4～6 略	4～6 略

現	行
(勤勉手当) 第16条の8 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは	(勤勉手当) 第16条の8 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは

現 行	改 正 後
<p>失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の90 (特定幹部職員にあっては、100分の110)、12月に支給する場合には100分の95 (特定幹部職員にあっては、100分の115) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の42.5 (特定幹部職員にあっては、100分の52.5)、12月に支給する場合には100分の47.5 (特定幹部職員にあっては、100分の57.5) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5 (特定幹部職員にあっては、100分の112.5) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に100分の45 (特定幹部職員にあっては、100分の55) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の荒尾市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第15号。以下「平成28年改正条例」という。)附則第3条の規定に基づいて支給された給与を含む。)は、改正後の給与条例の規定による給与(平成28年改正条例附則第3条の規定による給与を含む。)の内払とみなす。

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>別表第1 (第3条関係) 略 備考 1 略 2 この表において「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。</p>	<p>別表第1 (第3条関係) 略 備考 1 略 2 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、支給認定保護者及び支給認定保護者と同一世帯に属する者が、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割及び同項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該均等割及び当該所得割を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により当該均等割及び当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により当該均等割及び当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該均等割及び当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である世帯をいう。</p> <p>3 この表において「市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税</p>
<p>別表第1 (第3条関係) 略 備考 1 略 2 この表において「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。</p>	<p>3 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項</p>

現 行	改 正 後
<p>第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p>	<p>される世帯」とは、市町村民税非課税世帯以外で、支給認定保護者及び支給認定保護者と同一世帯に属する者が、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者並びに同項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者が政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合と同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者が政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合と同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者並びに4の適用により当該所得割の額が0円となる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯をいう。</p>
	<p>4 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、その計算については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しない。</p> <p>(2) 支給認定保護者又は支給認定保護者と同一世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に</p>

現 行	改 正 後
	<p>規定する指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を市内に住所を有する者とみなして所得割を計算する。</p>
	<p>(3) 支給認定保護者又は支給認定保護者と同一世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、その者の申請により、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に規定する額）に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</p>
略	略
略	略
略	略
4	5
5	6
6	7
7	8

支給認定子どもに属する世帯がひとり親世帯等である場合に

現 行	改 正 後
<p>おける<u>6</u>の適用については、<u>6</u>中「次に掲げる支給認定子ども の区分に応じ、当該区分ごとに定める額」とあるのは、「0円」 とする。</p> <p><u>8</u> 略</p> <p>別表第2（第3条関係） 略 備考 1・2 略</p> <p><u>3</u> この表において「均等割」とは、<u>地方税法第292条第1項第1 号に規定する均等割をいう。</u></p>	<p>おける<u>7</u>の適用については、<u>7</u>中「次に掲げる支給認定子ども の区分に応じ、当該区分ごとに定める額」とあるのは、「0円」 とする。</p> <p><u>9</u> 略 <u>10</u> 熊本県多子世帯子育て支援事業の対象となる支給認定子ども の利用者負担額は、規則で定める。</p> <p>別表第2（第3条関係） 略 備考 1・2 略</p> <p><u>3</u> この表において「市町村民税非課税世帯」とは、支給認定保 護者及び支給認定保護者と同一世帯に属する者が、<u>地方税法第 292条第1項第1号に規定する均等割及び同項第2号に規定す る所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより 当該均等割及び当該所得割を免除された者並びに同項第11号イ 中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者 又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるの を「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届 出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を 含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第 1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該均等割及び 当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項 第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしてい ない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」と あるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚 姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある 場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295 条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該均等割 及び当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当 該均等割及び当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住</u></p>

現 行	改 正 後
<p>4 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p>	<p>所を有しない者を除く。）である世帯をいう。</p> <p>4 この表において「市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税される世帯」とは、市町村民税非課税世帯以外で、支給認定保護者及び支給認定保護者と同一世帯に属する者が、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者並びに同項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者が政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合と同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者が政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合と同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯をいう。</p> <p>5 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、その計算については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しない。</p>

現 行	改 正 後
	<p>(2) 支給認定保護者又は支給認定保護者と同一世帯に属する者が地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を市内に住所を有する者とみなして所得割を計算する。</p> <p>(3) 支給認定保護者又は支給認定保護者と同一世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、その者の申請により、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</p>
<p>5 6 7</p>	<p>6 7 8</p>

現 行	改 正 後
<p>8 支給認定子どもに属する世帯がB階層に該当する場合における7の適用については、7(1)中「この表に掲げる額の2分の1に相当する額」とあるのは、「0円」とする。</p> <p>9 略</p> <p>10 支給認定子どもに属する世帯がひとり親世帯等である場合における9の適用については、9中「又はD2階層(所得割の額が57,700円未満のものに限る。)」とあるのは、「D2階層、D3階層又はD4階層(所得割の額が77,101円未満のものに限る。)」と、「次に掲げる支給認定子どもに区分に応じ、当該区分ごとに定める額」とあるのは「0円」とする。</p> <p>11 支給認定子どもに属する世帯がB階層に該当する場合における9の適用については、9(1)中「この表に掲げる額の2分の1に相当する額」とあるのは、「0円」とする。</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p> <p>14 略</p>	<p>9 支給認定子どもに属する世帯がB階層に該当する場合における8の適用については、8(1)中「この表に掲げる額の2分の1に相当する額」とあるのは、「0円」とする。</p> <p>10 略</p> <p>11 支給認定子どもに属する世帯がひとり親世帯等である場合における10の適用については、10中「又はD2階層(所得割の額が57,700円未満のものに限る。)」とあるのは、「D2階層、D3階層又はD4階層(所得割の額が77,101円未満のものに限る。)」と、「次に掲げる支給認定子どもに区分に応じ、当該区分ごとに定める額」とあるのは「0円」とする。</p> <p>12 支給認定子どもに属する世帯がB階層に該当する場合における10の適用については、10(1)中「この表に掲げる額の2分の1に相当する額」とあるのは、「0円」とする。</p> <p>13 略</p> <p>14 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1備考10の規定は平成30年4月1日から、新条例別表第1備考10以外の規定は同年9月1日から適用する。

荒尾市地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(利用料)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる事業に係る利用料の額は、それぞれ市長が定める基準により算定した額の100分の10に相当する額とする。ただし、その上限月額は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市町村民税世帯非課税者（利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者が支援事業を利用した月の属する年度（支援事業を利用した月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）を課されない者（同法の施行地である市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。））又は利用者及び当該利用者という。次号において同じ。）又は利用者及び当該利用者同一の世帯に属する者が支援事業を利用した月において要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて別に定めるもの）に該当する場合における当該利用者（次号及び第4号に掲げる者を除く。） 24,600円</p>	<p>(利用料)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる事業に係る利用料の額は、それぞれ市長が定める基準により算定した額の100分の10に相当する額とする。ただし、その上限月額は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市町村民税世帯非課税者（利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者が支援事業を利用した月の属する年度（支援事業を利用した月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）を課されない者（同法の施行地である市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。））又は利用者及び当該利用者同一の世帯に属する者が支援事業を利用した月において要保護</p>

現 行	改 正 後
(3)・(4) 略 2 略	者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であって別に定めるものに該当する場合における当該利用者(次号及び第4号に掲げる者を除く。) 24,600円 (3)・(4) 略 2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の荒尾市地域生活支援事業利用料条例の規定は、平成30年9月1日以後の利用(日常生活用具給付等事業にあっては、同日以後の申請)に係る利用料について適用し、同日前の利用(日常生活用具給付等事業にあっては、同日前の申請)に係る利用料については、なお従前の例による。

荒尾市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市道路占用料徴収条例の一部改正

現 行		改 正 後																																																																																					
<p>(占用料の減免) 第6条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、占用料を減額し又は免除することができる。 (1)～(5) 略 (6) 前各号を除くほか公益上必要があると認めるとき。</p>		<p>(占用料の減免) 第6条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、占用料を減額し、又は免除することができる。 (1)～(5) 略 (6) 前各号を除くほか市長が特に必要があると認めるとき。</p>																																																																																					
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項第1号に掲げる工</td> <td>1本につき</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>作物</td> <td>1年</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>第1種電柱</td> <td></td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td></td> <td>620</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td></td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td></td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>長さ1メートルにつき</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける電線その他の線類</td> <td>1年</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき</td> <td>610</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>1年</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td>1個につき</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		占用物件	単位	金額	法第32条第1項第1号に掲げる工	1本につき	700	作物	1年	1,100	第1種電柱		1,400	第1種電話柱		620	第2種電話柱		1,000	第3種電話柱		1,400	その他の柱類		62	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	6	地下に設ける電線その他の線類	1年	4	路上に設ける変圧器	1個につき	610	地下に設ける変圧器	1年	370	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき	1,200		1年		<table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項第1号に掲げる工</td> <td>1本につき</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>作物</td> <td>1年</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>第1種電柱</td> <td></td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td></td> <td>630</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td></td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td></td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>長さ1メートルにつき</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける電線その他の線類</td> <td>1年</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき</td> <td>610</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>1年</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td>1個につき</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		占用物件	単位	金額	法第32条第1項第1号に掲げる工	1本につき	700	作物	1年	1,100	第1種電柱		1,500	第1種電話柱		630	第2種電話柱		1,000	第3種電話柱		1,400	その他の柱類		63	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	6	地下に設ける電線その他の線類	1年	4	路上に設ける変圧器	1個につき	610	地下に設ける変圧器	1年	380	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき	1,300		1年	
占用物件	単位	金額																																																																																					
法第32条第1項第1号に掲げる工	1本につき	700																																																																																					
作物	1年	1,100																																																																																					
第1種電柱		1,400																																																																																					
第1種電話柱		620																																																																																					
第2種電話柱		1,000																																																																																					
第3種電話柱		1,400																																																																																					
その他の柱類		62																																																																																					
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	6																																																																																					
地下に設ける電線その他の線類	1年	4																																																																																					
路上に設ける変圧器	1個につき	610																																																																																					
地下に設ける変圧器	1年	370																																																																																					
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき	1,200																																																																																					
	1年																																																																																						
占用物件	単位	金額																																																																																					
法第32条第1項第1号に掲げる工	1本につき	700																																																																																					
作物	1年	1,100																																																																																					
第1種電柱		1,500																																																																																					
第1種電話柱		630																																																																																					
第2種電話柱		1,000																																																																																					
第3種電話柱		1,400																																																																																					
その他の柱類		63																																																																																					
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	6																																																																																					
地下に設ける電線その他の線類	1年	4																																																																																					
路上に設ける変圧器	1個につき	610																																																																																					
地下に設ける変圧器	1年	380																																																																																					
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき	1,300																																																																																					
	1年																																																																																						

現 行		改 正		後	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階段数が1のもの	地下街及び地下室	階段数が1のもの	1年につき1年
		階段数が2のもの		階段数が2のもの	
		階段数が3以上のもの		階段数が3以上のもの	
		上空に設ける通路		上空に設ける通路	880
		地下に設ける通路		地下に設ける通路	530
		その他のもの		その他のもの	1,300
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			18
	その他のもの	その他のもの			180
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	180
		その他のもの		その他のもの	1,800
		1本につき1年			
		1,000			

現 行		改 正		後	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18	
	その他のもの	その他のもの	1本につき1月	180	
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18	
アーチ	車道を横断するもの	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180	
	その他のもの	その他のもの	1基につき1月	1,800	
令第7条第2号に掲げる工作物	令第7条第2号に掲げる工作物	令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	900	
令第7条第3号に掲げる施設	令第7条第3号に掲げる施設	令第7条第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	
				Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	180	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1月	120	
令第7条第8号に掲げるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額	
				Aに0.024を乗じて得た額	

現		行		改		正		後	
	乗じて得た額		乗じて得た額						乗じて得た額
その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額	その他のもの		その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額
建築物	Aに0.016を乗じて得た額	建築物	Aに0.016を乗じて得た額	建築物		建築物			Aに0.017を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額	その他のもの		その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額
建築物	Aに0.02を乗じて得た額	建築物	Aに0.02を乗じて得た額	建築物		建築物			Aに0.024を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額	その他のもの		その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額	上空に設けるもの		上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額	その他のもの		その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.028を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.028を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具		令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.016を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.016を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具		令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.017を乗じて得た額
トンネルの上又は高速自		トンネルの上又は高速自		トンネルの上又は高速自		トンネルの上又は高速自			Aに0.017を乗じて得た額

現 行		改 正 後	
13号に掲げる施設	自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	を乗じて得た額
	上空に設けるもの	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額
備考 略		備考 略	

第2条 荒尾市河川占用料徴収条例の一部改正

現 行		改 正 後	
(占用料の減免)		(占用料の減免)	
第4条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、占用料を減額又は免除することができる。		第4条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、占用料を減額し、又は免除することができる。	
(1) 略		(1) 略	
(2) 前号のほか、公益上必要があると認めたととき。		(2) 前号のほか、市長が特に必要があると認めたととき。	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	

種目	単位	占用料の額（年額）
鉄塔	占用面積1平方メートルにつき	円 1,030
広告塔又は広告板	表示面積1平方メートルにつき	1,715
索道その他の線	長さ1メートルにつき	55
電柱又は支柱	1本につき	710

種目	単位	占用料の額（年額）
鉄塔	占用面積1平方メートルにつき	円 1,065
広告塔又は広告板	表示面積1平方メートルにつき	1,770
索道その他の線	長さ1メートルにつき	55
電柱その他これに類す	1本につき	735

現		行		改		正		後	
									440
埋設管、架設管その他の管	外径50センチメートル未満	長さ1メートルにつき		埋設管、架設管その他の管	外径50センチメートル未満	長さ1メートルにつき			80
	外径50センチメートル以上	長さ1メートルにつき	135		外径50センチメートル以上	長さ1メートルにつき			140
軌道敷		占有面積1平方メートルにつき	330	軌道敷		占有面積1平方メートルにつき			340
通路又は通路橋（幅員3メートル以下のもの）		占有面積1平方メートルにつき	55	通路又は通路橋（幅員3メートル以下のもの）		占有面積1平方メートルにつき			55
標識又はけい船くい		1本につき	130	係船用くい		1本につき			135
栈橋		占有面積1平方メートルにつき	85	栈橋		占有面積1平方メートルにつき			85
耕作地		占有面積1平方メートルにつき	9	農地又は採草放牧地		占有面積1平方メートルにつき			9
採草放牧地		占有面積1平方メートルにつき	9						
その他	工作物を伴うもの	占有面積1平方メートルにつき	160	その他	工作物を伴うもの	占有面積1平方メートルにつき			165
	工作物を伴わないもの	占有面積1平方メートルにつき	90		工作物を伴わないもの	占有面積1平方メートルにつき			90

備考 略

備考 略

現 行			

備考

- 1 使用期間が1年未満である場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は、月割りで計算し、1月未満の端数がある場合は、1月として計算する。
- 2 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る使用料については、当該使用料に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した額とする。
- 3 この表によって算出される使用料の額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

改 正 後			
用及び輸出入資材の加工業並びに漁業のための施設（事務所・待合所・貯木場・加工場・網干場等）の敷地に使用する			
とき			
その他の	1平方メ	29円	
目的に使用するとき	一トル当たり1月までごと		
	につ		

備考

- 1 使用期間が1年未満である場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は、月割りで計算し、1月未満の端数がある場合は、1月として計算する。
- 2 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る使用料については、当該使用料に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した額とする。
- 3 この表によって算出される使用料の額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中荒尾市道路占用料徴収条例第6条の改正規定、第2条中荒尾市河川占用料徴収条例第4条の改正規定及び第3条中荒尾市港湾管理条例第13条の改正規定は、公布の日から施行する。
(荒尾市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の道路の占用に係る占用料について適用し、施行日前の道路の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
(荒尾市河川占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の荒尾市河川占用料徴収条例別表の規定は、施行日以後の河川の土地の占用に係る占用料について適用し、施行日前の河川の土地の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
(荒尾市港湾管理条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の荒尾市港湾管理条例別表の規定は、施行日以後の港湾施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前の港湾施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現	行	改 正	後
<p>(経営の基本) 第4条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1)～(18) 略 <u>(19) 代謝・内分泌内科</u> (20)～(26) 略 3 略</p>		<p>(経営の基本) 第4条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1)～(18) 略 <u>(19) 糖尿病・内分泌内科</u> (20)～(26) 略 3 略</p>	

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

「荒尾総合文化センター」指定管理者の指定に係る資料

(指定期間:平成31年4月1日から平成36年3月31日まで)

1 選定団体の名称、代表者及び所在地

名 称 中央設備 ステージ・ラボ共同体
代 表 者 中央設備工業株式会社 代表取締役 棚橋 史雄
所 在 地 荒尾市一部2157番地4

2 根拠条例

荒尾総合文化センター条例（昭和60年条例第22号）

3 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定までの経過

公募掲載（広報）	平成30年7月2日
公募掲載（ホームページ）	平成30年7月2日
募集要項配布開始	平成30年7月2日
質問受付期間	平成30年7月23日から同年8月3日まで
現地説明会	参加申込みが無いため開催せず
公募受付期間	平成30年8月20日から同月24日まで
選定委員会（候補者を選定）	平成30年10月19日

4 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定方法

選定に当たっては、応募のあった1団体から提出された申請書類を審査するとともに、提案説明と質疑応答を行い、委員ごとに採点した。採点集計後、集計結果について確認を行い、指定管理候補者を選定した。

5 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定理由

荒尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）第4条第1項に規定する選定の基準「1 市民の平等な利用の確保」、「2 施設効用の最大限の発揮」、「3 施設管理の安定」、「4 施設管理経費の縮減」について総合的な評価を行った。

中央設備 ステージ・ラボ共同体については、過去5年間の管理運営実績、特に創作ステージやステージキッズ等の参加型・育成型の地域に密着した取組を高く評価し、指定管理候補者としてふさわしいと判断した。

6 指定管理候補者となる団体の構成団体の組織、主な事業内容等

名 称	中央設備工業株式会社	有限会社ステージ・ラボ
代表者	代表取締役 棚橋 史雄	代表取締役 潮田 憲正
所在地	荒尾市一部2 1 5 7 番地 4	熊本市西区池田二丁目 1 1 番 5 号
設 立	昭和 4 3 年 1 0 月 1 日	平成 7 年 4 月 4 日
従業員	2 7 人	1 7 人
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事 ・ 土木工事 ・ 管工事 ・ 浄化装置設計施工 ・ 空調設備工事、給排水設備工事、衛生設備工事、消火栓設備工事、厨房設備工事及び換気設備工事の設計、施工、監督、メンテナンス及び請負 ・ 産業廃棄物の収集及び運搬 ・ 水道施設工事 ・ しゅんせつ工事 ・ とび及び土木工事 ・ 舗装工事 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舞台機構設備保守点検業務 ・ 舞台照明設備保守点検業務 ・ 舞台音響設備保守点検業務 ・ 舞台技術操作業務 ・ 舞台照明及び舞台音響の企画及び製作 ・ 劇場舞台の管理及び運営 ・ 移動舞台による屋外催物及び装置の架設施行 ・ 舞台の演出、企画及び制作 ・ ピアノ保守点検業務 <p style="text-align: right;">など</p>

7 施設管理及び運営の提案要旨（申請書の要旨）

次に掲げる基本方針の下、荒尾総合文化センターとしての基本的な役割である「有明広域圏における文化芸術分野の拠点施設」として、地域に生活する人々に親しまれ、愛され、訪れやすいセンターを目指し、参加型及び育成型のイベントなどを実施する。

[基本方針]

- (1) 荒尾総合文化センターは、田園都市中核施設として、有明広域圏における文化、芸術及び科学の分野での文化創造及び芸術鑑賞の拠点であるとともに、地域文化情報の発信地であること。
- (2) 公の施設として、全ての利用者に公平な運営をすることとし、特定の個人や団体に対して有利又は不利になるような取扱いはしないこと。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮し、適正な経費で質の高いサービスを提供すること。
- (4) 地域住民や利用者の意見・要望を管理運営に反映させ、訪れる方々が楽しんで利用していただけるよう、利便性の向上に努めること。
- (5) ホームページや催物案内、年間行事リーフレット等による「催物情報」、「ホール等施設の情報」などの情報公開について積極的に取り組むこと。
- (6) 個人情報保護を徹底すること。

「荒尾市地域産業交流支援館 小岱工芸館」指定管理者の指定に係る資料

(指定期間:平成31年4月1日から平成36年3月31日まで)

1 選定団体の名称、代表者及び所在地

名 称 小岱工芸館管理運営共同企業体
代 表 者 株式会社あんしんC o . , L t d .
代表取締役 與田 正昭
所 在 地 荒尾市大島町四丁目5番42号

2 根拠条例

荒尾市地域産業交流支援館条例（平成11年条例第1号）

3 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定までの経過

公募掲載（広報）	平成30年7月2日
公募掲載（ホームページ）	平成30年7月2日
募集要項配布開始	平成30年7月2日
質問受付期間	平成30年7月23日から同年8月3日まで
現地説明会	平成30年7月17日及び同月25日
公募受付期間	平成30年8月20日から同月24日まで
選定委員会（候補者を選定）	平成30年10月17日

4 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定方法

選定に当たっては、応募のあった2団体から提出された申請書類を審査するとともに、提案説明と質疑応答を行い、委員ごとに採点した。採点集計後、集計結果について確認を行い、指定管理候補者を選定した。

5 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定理由

荒尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）第4条第1項に規定する選定の基準「1 市民の平等な利用の確保」、「2 施設効用の最大限の発揮」、「3 施設管理の安定」、「4 施設管理経費の縮減」について総合的な評価を行った。

小岱工芸館管理運営共同企業体については、利用者の発表の場としてのフェスティバル実施や、利用者間の調整を図ること、受付開始時間を早めるなど、現場に近い考え方をもち、利用者の立場に立った提案が多く見られたことや、施設目的の推進から見た利用率の向上に着目した提案を評価し、指定管理候補者として最もふさわしいと判断した。

6 指定管理候補者となる団体の構成団体の組織、主な事業内容等

名 称	株式会社あんしんＣｏ., Ｌ t d .	有限会社ノア企画
代表者	代表取締役 與田 正昭	代表取締役 馬場 澄恵
所在地	熊本市北区四方寄町５６２番 地１	大牟田市明治町三丁目５番地 ８
設 立	平成８年６月５日	平成９年１２月２２日
従業員	３５０人	２０人
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の管理運営（指定管理） ・行政事務補助 ・電話交換 ・給食調理 ・公用車運行管理 ・一般労働者派遣業 ・各種警備事業 ・セキュリティ販売 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の清掃管理 ・商業施設の清掃管理 ・マンションの清掃管理 ・新築、改築清掃業務 <p style="text-align: right;">など</p>

7 施設管理及び運営の提案要旨（申請書の要旨）

次に掲げる基本方針の下、構成企業２社により施設運営をソフトとハードの両輪でしっかり支え合い、にぎわいと交流を創出する小袋工芸館の設置目的を達成する。

[基本方針]

- (1) 地域住民の自主的活動及び相互の交流を深める事業展開
- (2) 「公設民営」の特徴を最大限にいかした公平・公正な運営
- (3) 社会参画活動をする“きっかけ”の提供
- (4) 安心・安全で清潔な環境を提供
- (5) コンプライアンスの遵守

「荒尾市地域産業交流支援館 メディア交流館」指定管理者の指定に係る資料

(指定期間：平成31年4月1日から平成36年3月31日まで)

1 選定団体の名称、代表者及び所在地

名 称 九州総合サービス株式会社
代 表 者 代表取締役 尾池 千佳子
所 在 地 熊本市中央区大江六丁目24番19号

2 根拠条例

荒尾市地域産業交流支援館条例（平成11年条例第1号）

3 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定までの経過

公募掲載（広報）	平成30年7月2日
公募掲載（ホームページ）	平成30年7月2日
募集要項配布開始	平成30年7月2日
質問受付期間	平成30年7月23日から同年8月3日まで
現地説明会	平成30年7月17日及び同月25日
公募受付期間	平成30年8月20日から同月24日まで
選定委員会（候補者を選定）	平成30年10月17日

4 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定方法

選定に当たっては、応募のあった2団体から提出された申請書類を審査するとともに、提案説明と質疑応答を行い、委員ごとに採点した。採点集計後、集計結果について確認を行い、指定管理候補者を選定した。

5 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定理由

荒尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）第4条第1項に規定する選定の基準「1 市民の平等な利用の確保」、「2 施設効用の最大限の発揮」、「3 施設管理の安定」、「4 施設管理経費の縮減」について総合的な評価を行った。

九州総合サービス株式会社については、過去5年間の管理運営実績、業務に係る知見や安心感、IT関係のノウハウ、IT事業についての現状分析、産業交流支援への着目及び近隣のチャレンジプラザあらおとの連携を図る提案などを高く評価し、指定管理候補者として最もふさわしいと判断した。

6 指定管理候補者となる団体の組織及び主な事業内容

設 立	昭和48年8月2日
従業員	1,307人
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、老人福祉施設、老人保健施設等における介護助手及びホームヘルパーを使った要介護者、病人等に対する介護サービス業務の受託 ・行政サービスのアウトソーシング業務の受託 ・ビルディングの総合管理 ・水処理施設及び浄水施設の維持運転管理業務 ・警備保障 ・学校給食及びその管理請負業務 ・病院給食及びその管理請負業務 ・保育所の施設等の管理運営及び雇用管理の請負業務 ・建物施設内における受付、案内、電話交換等のサービス業務 ・建物施設内での社内メール、郵便物及び宅配小荷物の受渡し業務 <p style="text-align: right;">など</p>

7 施設管理及び運営の提案要旨（申請書の要旨）

荒尾市地域産業交流支援館条例に基づき、関係法令及び関連施行規則を遵守し、荒尾市民に愛される施設を目指し、利用者サービスの向上、地域産業の活性化及び活力ある地域社会づくりに寄与することを基本理念とする。

仕様書を遵守し、利用者が平等で快適に利用できる安心安全な施設管理を目指す。

民間企業の英知と努力で施設を効率よく弾力的に管理運営し、様々な関係団体と協働することで、多くの人に利用される開かれた施設運営を実践していく。

[基本方針]

- (1) 安全で安心して利用していただける施設運営
- (2) 利用者の目線を第一とする平等な施設運営の実践
- (3) 効率的かつ効果的な維持管理の実現
- (4) 地域との連携による地域交流及び地域産業の活性化

「荒尾市地域産業交流支援館 みどり蒼生館」指定管理者の指定に係る資料

(指定期間：平成31年4月1日から平成36年3月31日まで)

1 選定団体の名称、代表者及び所在地

名 称 九州総合サービス株式会社
代 表 者 代表取締役 尾池 千佳子
所 在 地 熊本市中央区大江六丁目24番19号

2 根拠条例

荒尾市地域産業交流支援館条例（平成11年条例第1号）

3 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定までの経過

公募掲載（広報）	平成30年7月2日
公募掲載（ホームページ）	平成30年7月2日
募集要項配布開始	平成30年7月2日
質問受付期間	平成30年7月23日から同年8月3日まで
現地説明会	平成30年7月12日、同月17日及び同月25日
公募受付期間	平成30年8月20日から同月24日まで
選定委員会（候補者を選定）	平成30年10月17日

4 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定方法

選定に当たっては、応募のあった4団体から提出された申請書類を審査するとともに、提案説明と質疑応答を行い、委員ごとに採点した。採点集計後、集計結果について確認を行い、指定管理候補者を選定した。

5 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定理由

荒尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）第4条第1項に規定する選定の基準「1 市民の平等な利用の確保」、「2 施設効用の最大限の発揮」、「3 施設管理の安定」、「4 施設管理経費の縮減」について総合的な評価を行った。

九州総合サービス株式会社については、具体的な取組が整理されていること、清掃等の施設管理に対する高いノウハウを有していること、制度に対する理解度が高いこと、企業としての健全性等を含めた総合力が高いことなどを高く評価し、指定管理候補者として最もふさわしいと判断した。

6 指定管理候補者となる団体の組織及び主な事業内容

設 立	昭和48年8月2日
従業員	1,307人
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、老人福祉施設、老人保健施設等における介護助手及びホームヘルパーを使った要介護者、病人等に対する介護サービス業務の受託 ・行政サービスのアウトソーシング業務の受託 ・ビルディングの総合管理 ・水処理施設及び浄水施設の維持運転管理業務 ・警備保障 ・学校給食及びその管理請負業務 ・病院給食及びその管理請負業務 ・保育所の施設等の管理運営及び雇用管理の請負業務 ・建物施設内における受付、案内、電話交換等のサービス業務 ・建物施設内での社内メール、郵便物及び宅配小荷物の受渡し業務 <p style="text-align: right;">など</p>

7 施設管理及び運営の提案要旨（申請書の要旨）

荒尾市地域産業交流支援館条例に基づき、関係法令及び関連施行規則を遵守し、荒尾市民に愛される施設を目指し、利用者サービスの向上、地域産業の活性化及び活力ある地域社会づくりに寄与することを基本理念とする。

仕様書を遵守し、利用者が平等で快適に利用できる安心安全な施設管理を目指す。

民間企業の英知と努力で施設を効率よく弾力的に管理運営し、様々な関係団体と協働することで、多くの人に利用される開かれた施設運営を実践していく。

[基本方針]

- (1) 安全で安心して利用していただける施設運営
- (2) 利用者の目線を第一とする平等な施設運営の実践
- (3) 効率的かつ効果的な維持管理の実現
- (4) 地域との連携による地域交流及び地域産業の活性化

「荒尾市総合福祉センター」
「荒尾市ふれあい福祉センター」 指定管理者の指定に係る資料
「荒尾市潮湯」

(指定期間:平成31年4月1日から平成36年3月31日まで)

- 1 選定団体の名称、代表者及び所在地
名 称 社会福祉法人荒尾市社会福祉協議会
代 表 者 会長 丸山 秀人
所 在 地 荒尾市下井手193番地1

- 2 根拠条例
荒尾市総合福祉センター条例 (昭和49年条例第25号)
荒尾市ふれあい福祉センター条例 (平成5年条例第24号)
荒尾市潮湯条例 (昭和46年条例第7号)

- 3 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定までの経過
募集要項配布 平成30年7月11日
質問受付期間 平成30年7月17日から同年8月10日まで
非公募受付期間 平成30年8月20日から同月24日まで
選定委員会 (候補者を選定) 平成30年10月19日

- 4 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定方法
選定に当たっては、提出された申請書類を審査するとともに、提案説明と質疑応答を行い、委員ごとに評価した。評価集計後、集計結果について確認を行い、指定管理候補者を選定した。

- 5 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定理由
荒尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成17年条例第2号) 第4条第1項に規定する選定の基準「1 市民の平等な利用の確保」、「2 施設効用の最大限の発揮」、「3 施設管理の安定」、「4 施設管理経費の縮減」について総合的な評価を行った。
社会福祉法人荒尾市社会福祉協議会については、過去における管理運営の実績のほか、社会福祉法人の性格上安定した運営が期待できることなどを高く評価し、指定管理候補者としてふさわしいと判断した。

6 指定管理候補者となる団体の組織及び主な事業内容

設 立	昭和43年4月1日
職 員	97人
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 ・共同募金事業への協力 ・ボランティア活動の振興 ・心配ごと相談事業 ・福祉資金貸付事業 ・生活福祉資金貸付事業 <p style="text-align: right;">など</p>

7 施設管理及び運営の提案要旨（申請書の要旨）

(1) 荒尾市総合福祉センター

ア 荒尾市総合福祉センター条例をはじめとする関係法令等を遵守する。

イ 心配ごと・福祉相談、権利擁護等の相談事業を実施する。

ウ 社会福祉関係団体や地域活動団体の福祉活動の場の提供及びアウトリーチにより、関係団体の福祉活動の支援を行う。

(2) 荒尾市ふれあい福祉センター

ア 心身障害者等の福祉の増進と社会福祉活動の向上を図るという設置目的を踏まえ、利用者の地域生活を支えるため、ニーズ調査等を行いながらサービス改善に取り組む。

イ センターの健全運営を目指し、利益があった事業から他の事業の赤字補填や新規事業の拡充に努める。

(3) 荒尾市潮湯

利用者の立場に立って、老人の健康増進に資する場の提供を行う。

「三池炭鉱旧万田坑施設」

「万田坑ステーション」 指定管理者の指定に係る資料

「荒尾市万田炭鉱館」

(指定期間:平成31年4月1日から平成36年3月31日まで)

1 選定団体の名称、代表者及び所在地

名 称 一般社団法人荒尾市観光協会
代 表 者 会長 山代 秀徳
所 在 地 荒尾市原万田200番地2

2 根拠条例

荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例(平成21年条例第30号)
荒尾市万田坑ステーション条例(平成21年条例第3号)
荒尾市万田炭鉱館条例(平成26年条例第2号)

3 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定までの経過

公募掲載(広報) 平成30年7月2日
公募掲載(ホームページ) 平成30年7月2日
募集要項配布開始 平成30年7月2日
質問受付期間 平成30年7月23日から同年8月3日まで
現地説明会 参加申込みが無いため開催せず
公募受付期間 平成30年8月20日から同月24日まで
選定委員会(候補者を選定) 平成30年10月19日

4 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定方法

選定に当たっては、応募のあった1団体から提出された申請書類を審査するとともに、提案説明と質疑応答を行い、委員ごとに採点した。採点集計後、集計結果について確認を行い、指定管理候補者を選定した。

5 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定理由

荒尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第2号)第4条第1項に規定する選定の基準「1 市民の平等な利用の確保」、「2 施設効用の最大限の発揮」、「3 施設管理の安定」、「4 施設管理経費の縮減」について総合的な評価を行った。

一般社団法人荒尾市観光協会については、過去5年間の管理運営実績、課題点を把握・分析し改善に取り組んでいる姿勢、教育旅行やファミリー層などの新たな視点での提案などを高く評価し、指定管理候補者としてふさわしいと判断した。

6 指定管理候補者となる団体の組織及び事業内容

設 立	昭和43年10月28日
正会員	90人
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光宣伝及び観光客の誘致 ・ 観光資源開発及び保護育成 ・ 観光に関する調査研究並びに情報の収集及び提供 ・ 観光客受入形態の整備 ・ 特産品、観光土産品等の開発、育成及び販売 ・ 国指定重要無形民族文化財伝統芸能公開及び継承並びに育成事業 ・ 観光物産施設等の受託管理 ・ 旅行業法上の旅行業務 ・ 酒類及び酒類に関する物品の販売 ・ 観光及び物産関係諸機関との連絡調整 ・ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

7 施設管理及び運営の提案要旨（申請書の要旨）

(1) 三池炭鉱旧万田坑施設

世界遺産となった「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である万田坑の石炭文化、石炭産業の歴史等を紹介するとともに、万田坑施設を観光の拠点として活用し、積極的な観光振興に取り組む。また、関係法令等を遵守し、適正な管理運営に努める。

(2) 万田坑ステーション

万田坑のインフォメーション施設である万田坑ステーションで万田坑施設のガイド機能を担当するとともに、物産の振興及び観光客等のニーズに対応した運営を図る。

(3) 荒尾市万田炭鉱館

万田坑を含む三池炭鉱が日本近代化の中で果たした役割を啓発し、石炭産業の歴史資料の展示施設として、適切な管理運営に努める。また、研修及び交流の場を提供し、施設利用者が快適に過ごせるように維持管理を行うとともに、観光、物産、催物等に関する情報の提供を施設利用者に対して行うことで、万田坑のPRを図る。

工 事 請 負 契 約 要 項

- 1 工事番号 第5-3-07-031号
- 2 工事名 南新地土地区画整理事業1号調整池築造工事
- 3 工事場所 荒尾市大島地内
- 4 工 期 議会の議決を経た日から平成31年3月29日まで
- 5 施工理由 南新地土地区画整理事業推進のため
- 6 工事概要 調整池工
 土工 掘削工 1式 作業土工 1式
 地盤改良工 固結工 $V = 16,372 \text{ m}^3$
 矢板護岸工 矢板工 鋼矢板打込み II w = 504枚
 III w = 501枚
 擁壁工 コンクリートブロック積 $A = 108 \text{ m}^2$
 舗装工 コンクリート舗装 1式
 仮設工 汚濁防止工 1式
 構造物撤去工 構造物取壊し工 1式
 附帯工 1式
- 7 契約方法 条件付一般競争入札
- 8 入札執行日 平成30年11月16日
- 9 入札参加者 (順不同)
- | 特定建設工事共同企業体の名称 | 代表構成員の商号、所在地及び代表者 |
|-------------------|--|
| 吉村・豊
建設工事共同企業体 | 株式会社吉村建設
熊本県荒尾市府本399番地
代表取締役 吉村 厚司 |
| 光・三裕
建設工事共同企業体 | 株式会社光建設
熊本県荒尾市上井手字尼ヶ島1092番地1
代表取締役 土山 哲裕 |
- 10 契約の相手方 熊本県荒尾市府本399番地
 吉村・豊 建設工事共同企業体
 代表者 株式会社吉村建設
 代表取締役 吉村 厚司
- 11 仮契約締結日 平成30年11月20日
- 12 予定価格 315,360,000円
- 13 契約金額 311,040,000円

平成30年度荒尾市一般会計補正予算（第3号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	公用車購入・リース費			4,200		△ 4,200	□公用車購入の地域活性化事業対象による起債(財源) ・低公害車導入事業債 4,200
	財政管理費	1,188				1,188	□元号改正に伴う財務会計システム改修 ・委託料 1,188
	市民応援事業費	1,000			1,000		□緑化講習会の開催 ・委託料 1,000 (財源) ・くまもと緑・景観協働機構助成金 1,000
	税務総務費(税務課臨時及び非常勤職員雇用)	415				415	□繁忙期に伴う臨時職員雇用 ・健康労働保険料 58 ・賃金 357
	賦課事務費	2,900				2,900	□配当割及び株式等譲渡所得割に係る還付金の増加 ・返還金 2,900
	地方税共通納税システム対応事業費	972				972	□平成30年度税制改正大綱に基づく地方税共通納税システム構築に伴う住民情報システム改修 ・委託料 972
	熊本県議会議員選挙費	3,305	3,305				□選挙期日前倒しによる ・非常勤職員報酬 167 ・賃金 372 ・食糧費 2 ・郵便料 2,644 ・電話料 1 ・借上料 119 (財源) ・県委託金 3,305
2款計	9,780	3,305	4,200	1,000	1,275		
3 民生費	社会福祉総務費(産休・育休代替職員雇用)	630				630	□職員産休に伴う臨時職員雇用 ・健康労働保険料 88 ・賃金 542
	国民健康保険特別会計繰出金	1,374				1,374	□国民健康保険特別会計補正による ・特別会計繰出金 1,374
	介護保険特別会計繰出金	881				881	□介護保険特別会計補正による ・特別会計繰出金 881
	老人保健特別会計訴訟関連費	△ 761				△ 761	□不用額による減 ・報償金 △584 ・普通旅費 △69 ・消耗品費 △71 ・郵便料 △17 ・手数料 △20
	住居確保給付金事業費	1,418				1,418	□平成29年度国庫負担金の精算 ・返還金 1,418
	生活困窮者自立相談支援事業費	1,978				1,978	□平成29年度国庫負担金の精算 ・返還金 1,978
	国民年金事務費	1,437	1,005			432	□制度改正及び申請様式の変更に伴う国保年金システム改修 ・委託料 1,437 (財源) ・国庫委託金 1,005
	特別障害者手当等給付費	369				369	□平成29年度国庫負担金の精算 ・返還金 369
	婦人相談員設置事業費	70				70	□平成29年度国庫補助金の精算 ・返還金 70
	障害者福祉総務費	642				642	□平成29年度国庫負担金の精算 ・返還金 642
	介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費	15,225				15,225	□平成29年度国庫負担金の精算 ・返還金 15,225
	自立支援医療費支給事業費	17,295				17,295	□平成29年度国庫負担金の精算 ・返還金 17,295
	相談支援給付費等支給事業費	6,546				6,546	□平成29年度国庫負担金の精算 ・返還金 6,546
	障害者補装具給付費	1,326				1,326	□平成29年度国庫負担金の精算 ・返還金 1,326
	療養介護医療費支給事業費	1,704				1,704	□平成29年度国庫負担金の精算 ・返還金 1,704
	後期高齢者医療費	31,461				31,461	□平成29年度療養給付費負担金の精算 ・負担金(追加) 31,461
	後期高齢者医療特別会計繰出金	290				290	□後期高齢者医療特別会計補正による ・特別会計繰出金 290

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
	特別保育事業費	373	248			125	□基準単価改正 ・委託料 373 (財源) ・国庫補助金 124 ・県補助金 124
	病児・病後児保育事業費	2,244	1,496			748	□基準単価改正 ・委託料 2,244 (財源) ・国庫補助金 748 ・県補助金 748
	特定教育・保育施設型給付費	21,222	14,132			7,090	□県多子事業の拡充、入所児童数の増等による ・負担金 21,222 (財源) ・国庫負担金 8,451 ・県負担金 4,225 ・県補助金 1,456
	生活保護(扶助費)	41,051	22,803			18,248	□扶助費の増及び平成29年度国庫負担金の精算による ・扶助費 30,404 ・返還金 10,647 (財源) ・国庫負担金 22,803
	3款計	146,775	39,684			107,091	
4 衛生費	健康増進事業費	191				191	□平成29年度県補助金の精算 ・返還金 191
	がん検診推進事業費	536				536	□受診者の増加による ・子宮頸がん検診委託料 151 ・乳がん検診委託料 385
	複合健診事業費	5,139		1,890		3,249	□受診者の増加による ・健診診査委託料 87 ・胃がん検診委託料 1,926 ・子宮頸がん検診委託料 1,347 ・乳がん検診委託料 551 ・大腸がん検診委託料 826 ・肝炎ウイルス検査委託料 190 ・ピロリ菌検査委託料 212 (財源) ・実費徴収金 1,890
	し尿処理費(臨時及び非常勤職員雇用)	509				509	□職員欠員に伴う臨時職員雇用 ・健康労働保険料 74 ・賃金 435
	水道事業会計支出金	4,158				4,158	□経営戦略策定による ・補助金 4,158
	4款計	10,533		1,890		8,643	
6 農林水産業費	耕地費	7,775				7,775	□生産施設助成金の増額 ・補助金 7,775
	6款計	7,775				7,775	
8 土木費	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	346				346	□南新地土地区画整理事業特別会計補正による ・特別会計繰出金 346
	8款計	346				346	
9 消防費	防災情報伝達システム設備整備事業費	174				174	□防災情報伝達システムのプロポーザル方式による整備事業者選定に係る費用 ・非常勤職員報酬 120 ・費用弁償 27 ・普通旅費 27
	9款計	174				174	
10 教育費	幼稚園園奨励費管理費	2,294	846			1,448	□基準単価改正及び県多子事業の拡充 ・補助金 2,294 (財源) ・国庫補助金 601 ・県補助金 245
	10款計	2,294	846			1,448	

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
	小学校教室用エアコン整備 事業費	651,345	25,139	503,100		123,106	□小学校教室用エアコン設置に伴う ・工事請負費 651,345 (財源) ・国庫補助金 25,139 ・小学校施設整備事業債 503,100
	給食センター整備推進事業 費	9,000				9,000	□給食センター建て替えに伴う雨水管渠 移設調査設計 ・委託料 9,000
	10款計	662,639	25,985	503,100		133,554	
11 災害 復旧 費	現年農林水産災害復旧事業 費	9,741				9,741	□7月上旬に発生 of 豪雨災害復旧費 ・工事請負費 9,741
	11款計	9,741				9,741	
	款合計	847,763	68,974	507,300	2,890	268,599	
	各款職員人件費	△ 10,724	△ 3,918		27	△ 6,833	(財源) ・国補助金 △2,857 ・県負担金 △109 ・県補助金 △1,428 ・県委託金 476 ・大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員 人件費負担金 80 ・災害復旧応援職員派遣経費負担金 △53
	補正額	837,039	65,056	507,300	2,917	261,766	一般財源 ・普通交付税 112,486 ・臨時財政対策債 19,038 ・繰越金 130,242
	補正前の額	21,585,430	6,192,647	575,400	1,285,111	13,532,272	
	合計	22,422,469	6,257,703	1,082,700	1,288,028	13,794,038	

議第82号資料

平成30年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
6款 繰入金	一般会計繰入金	661,322	1,374	662,696	給与改定等に伴う増額
	その他	100,000	0	100,000	
	計	761,322	1,374	762,696	
その他		6,958,612	0	6,958,612	
歳入合計		7,719,934	1,374	7,721,308	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	92,727	1,374	94,101	国保事業報告システム改修業務委託料 270 給与改定等に伴う増額 1,104
	その他	18,638	0	18,638	
	計	111,365	1,374	112,739	
その他		7,608,569	0	7,608,569	
歳出合計		7,719,934	1,374	7,721,308	

平成30年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第3号）資料

< 保険事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	1,074,963	144	1,075,107	給与改定等に伴う増額
	その他	99,888	0	99,888	
	計	1,174,851	144	1,174,995	
4款 国庫支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	48,403	239	48,642	給与改定等に伴う増額
	その他	1,380,337	0	1,380,337	
	計	1,428,740	239	1,428,979	
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	24,201	119	24,320	給与改定等に伴う増額
	その他	757,471	0	757,471	
	計	781,672	119	781,791	
9款 繰入金	職員給与費等繰入金	58,323	762	59,085	給与改定に伴う増額
	地域支援事業繰入金 (総合以外)	24,201	119	24,320	給与改定等に伴う増額
	その他	754,282	0	754,282	
	計	836,806	881	837,687	
その他		1,729,841	0	1,729,841	
歳入合計		5,951,910	1,383	5,953,293	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	101,808	1,383	103,191	給与改定等に伴う増額 介護保険係職員分 762 地域包括支援センター職員 分 621
	その他	57,334	0	57,334	
	計	159,142	1,383	160,525	
その他		5,792,768	0	5,792,768	
歳出合計		5,951,910	1,383	5,953,293	

2号補正後の介護保険特別会計予算は5,974,171千円で、その内訳は、保険事業勘定5,951,910千円、介護サービス事業勘定22,261千円となります。

今回の3号補正により、保険事業勘定を1,383千円増額しますので、3号補正後介護保険特別会計予算は5,975,554千円となります。

議第84号資料

平成30年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

（単位：千円）

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	事務費繰入金	40,838	290	41,128	給与改定等に伴う増額
	その他	204,139	0	204,139	
	計	244,977	290	245,267	
6款 諸収入	雑入	7,675	32	7,707	派遣職員の給与改定等に伴う増額
	その他	24,079	0	24,079	
	計	31,754	32	31,786	
その他		504,340	0	504,340	
歳入合計		781,071	322	781,393	

【歳出】

（単位：千円）

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	44,060	322	44,382	給与改定等に伴う増額 高齢者医療係職員分 290 派遣職員分 32
	その他	4,054	0	4,054	
	計	48,114	322	48,436	
その他		732,957	0	732,957	
歳出合計		781,071	322	781,393	

平成30年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
3款 国庫支出金	土木費国庫補助金	498,000	60,000	558,000	整地工事等に伴う増額
5款 繰入金	一般会計繰入金	144,497	346	144,843	給与改定等に伴う増額
8款 市債	土木債	438,200	60,000	498,200	整地工事等に伴う増額
その他		30,000	0	30,000	
歳入合計		1,110,697	120,346	1,231,043	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	82,814	346	83,160	給与改定等に伴う増額
2款 事業費	南新地事業費	1,026,000	120,000	1,146,000	整地工事等に伴う増額
その他		1,883	0	1,883	
歳出合計		1,110,697	120,346	1,231,043	